

令和 4 年 10 月 会 議
第 28 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年10月26日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号5番	見上智	議席番号13番	新倉賢一
議席番号6番	多田平雄	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号7番	山崎弘子		

欠席委員

議席番号11番 橘川利一

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第34号 農用地利用集積計画決定事案
議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第10号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 事	鈴 木	孝 治
主 事 補	小 林	優

9時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

ただ今より第28回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、14名、推進委員は3名、全員でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、11番 橘川委員、12番 加藤委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております9月27日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10月27日 農地パトロール・農用地外2班、市内一円におきまして、多田委員、比留川晴雄委員、高橋推進委員が出席される予定でございます。11月2日 農地パトロール・農用地外3班、市内一円におきまして、山崎委員、新倉委員が出席される予定でございます。7日 県央地区農業委員会連合会第1回会長・事務局長会議、厚木市内におきまして会長、事務局長が出席の予定でございます。8日 農地パトロール・農用地外4班、市内一円におきまして、細谷委員、鈴木委員が出席される予定でございます。10日 農地パトロール・農用地外5班、市内一円におきまして、笠間委員、栗原委員、内藤推進委員が出席される予定でございます。11日 園芸立毛共進会褒賞授与式、市役所視聴覚室におきまして会長が出席の予定でございます。15日 農地パトロール・農用地外6班、市内一円におきまして、森山職務代理、加藤委員が出席される予定でございます。17日 農地パトロール・農用地外7班、市内一円におきまして、古塩会長、橘川委員、志澤推進委員が出席される予定でございます。18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 第29回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。21日 都市計画審議会、市役所視聴覚室におきまして会長が出席の予定でございます。24日 畜産協会畜霊祭、市内におきまして会長が出席の予定でございます。29日 第29回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご

覧ください。当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 1,239平方メートル、農用地利用集積計画決定7件 9,779.50平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明3件 6,671平方メートル、法第4条届出2件 168平方メートル、法第5条届出4件 7,750.19平方メートル、法第18条通知等1件 985平方メートル、照会書による農地の現況1件 1,090平方メートル、合計19件 27,502.69平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の場合累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番でございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積1,239平方メートルでございます。転用目的は駐車場、転用理由は周辺の駐車場の不足に伴い、新たな駐車場を確保し自己利用及び近隣企業への賃貸借のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、資料2ページの4のとおり、主に転圧及び碎石敷き施工で、敷地外周はコンクリートブロック2段積み及びメッシュフェンスで仕切りをいたします。雨水は外に漏れないよう内側に傾斜をつけ敷地内にて浸透処理いたします。工期は資料6ページのとおり許可日から50日間でございます。土地利用計画につきましては、資料5ページをご参照ください。申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番（比留川 晴雄委員）本件につきまして、10月20日、第3班、私その他、鈴木委員、栗原委員、内藤推進委員、事務局3名の計7名で現地調査を行いました。

なお、本日の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、報告いたします。

それでは整理番号10番、今回の許可申請地につきましては、耕運状態であり、農地として管理が行われておりました。申請地は、第2種農地に該当し転用可能な農地であります。これらのことから、第3班といたしましては、転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、綾瀬市 [] 番2、地積1,239平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ [] 君）私、 [] の [] と申します。

弊社は座間市東原にて県央地区中心に不動産業を営んでおります。主に賃貸管理業です。今回、譲受人、譲渡人から委任を受け、 [] の土地を転用申請の手続をいたしました。

1. 転用を行う理由と、この土地を選定した理由について、転用理由は、今回譲受人である [] の従業員が、今現在交通機関を利用しての出退勤をしている方が

多いことや、従業員の増加による社用車の増加などで、敷地内駐車場が手狭になってしまっています。また、仕事の関係で付き合いがある、[REDACTED]も同じ悩みがあり、駐車場を探しておりました。そのようなとき、今回の中請地所有者である平岩様より申請地の売却のお話がありました。[REDACTED]は賃貸仲介業も営んでおりますので、申請地を購入し[REDACTED]に貸し付けることで賃貸収入を得たいと思っております。この土地の選定理由は、[REDACTED]の隣地であり、東ソー株式会社様の西側に位置する今回の中請地は、[REDACTED]の駐車場として最適であり、[REDACTED]からも非常に効率の良い場所です。また、賃貸業を営むにも隣地なので管理等のし易さを考え、今回の申請地を選定致しました。

2、土地利用計画及び施設概要についてですが、家庭5メートル横2.5メートルの駐車場33台分確保する予定です。区画についてはトラロープで仕切る予定です。

3、転用計画と周辺への防除対策等、駐車場内砂利敷きで、ブロックフェンスで囲います。今回の中請地は傾斜もある土地なので、安全面を考慮しながら駐車場として使用していきます。

4、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策についてですが、工期は60日間です。工程は準備工、ブロック積工、フェンス設置工、砕石舗装工事、片付けの順で行います。安全対策として、車両は全て申請地や[REDACTED]の敷地内に置きまして、工事は全て申請地内で行います。代表の[REDACTED]の責任の下、安全面には十分に気を付けて工事を行ってまいります。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況は、隣接耕作者はいません。

6、施設の管理計画について、[REDACTED]が管理をします。隣地であるので管理のし易さが申請地の選定理由でもあるので、責任をもって管理致します。以上になります

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの

案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。
以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として
補足する事項等がありましたらご発言願います。

○3番(笠間 保一君) 本件につきまして、地元委員として発言いたします。

10月22日、私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。

申請地は、譲渡人が耕作しておりましたが、後継者もなく自身も高齢になり、農業経営が
難しくなったため、転用して土地の有効利用を図りたいとのことでした。

地元委員としては、農地が減少することは残念な思いですが、家庭の状況、隣接地に農地
がないこと、第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ない
と思います。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規
定による許可申請事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。次に、議案第34
号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番についてを議題といたします。事務局よ
り説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第34号、
農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番でございます。申請人である使用貸人及び使
用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積は42,945.35平方メートル、申
請地は落合北一丁目1203番8、地目畑、地積985平方メートルでございます。利用権の種
類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日まで
の3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和4年、新規でございます。申請地
は令和4年10月31日まで他の農業者が利用集積にて借り受け耕作しておりますが、利用
権の更新を行わない意向でございまして、その後を引き継いで利用権の設定を行うもので

ございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の42,945.35平方メートルは自作の田4,114平方メートル、自作の畑13,814.72平方メートル、利用集積による畑25,016.63平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行ってございます。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計3名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄 委員

○8番（比留川 晴雄君）整理番号57番、現地の状況ですけれども、耕運状態で農地として管理していると認められましたので、第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）まず最初に、本日の総会にかかります審議案件につきまして、10月20日午前9時より第3班の、審議案件現地調査に同行させていただきました。本日意見を述べさせていただきました案件全てにおいて、現地を確認しております。御報告申し上げます。以後、割愛させていただきます。

それでは、整理番号57番につきまして、現地の状況ですが、現地は耕運状態でありました。また使用借人についてですが、使用借人は綾瀬市園芸協会に属されており、主に、ブロッコリー、キャベツなどを多く栽培をされており、大変熱心に農業経営に取り組んでおられる方です。

このことを考えまして、農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えます。ご審議のほどよろしく願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言を願いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 57 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 58 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 58 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 15,075.27 平方メートル、申請地は■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 987 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年、新規でございます。申請地は令和 4 年 11 月 30 日まで他の農業者が利用集積にて借り受け耕作しておりますが、利用権の更新を行わない意向でございまして、その後を引き継いで利用権の設定を行うものでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 15,075.27 平方メートルは自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 14,262.27 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台で、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。8 番 比留川 春雄委員。

○8 番(比留川晴雄君) 整理番号 58 番、現地の状況は、耕運状態で農地として管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、今回の利用集積に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤

推進委員。

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号58番につきまして、現地の状況ですが、第3班の代表委員の方が述べられたとおりでございます。また、賃借人に置かしましては先ほど申し上げましたが綾瀬市園芸協会に属されており、トウモロコシ、レタス、ブロッコリー、3部会に属しております。就農されてまだ年数は浅いんですが、大変熱心に農業経営を行っておられる方であります。心配はないと思いますので、今回の農用地利用集積計画の決定は妥当であるというふうに考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号58番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積4,913平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■ほか1筆、登記地目雑種地及び畑、現況畑、地積合計990平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成29年で通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の4,913平方メートルは、自作の畑3,973平方メートル、利用集積による畑990平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行っております。農業従事状況につきましては、耕運機3台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子、子の妻、孫の計5名、従事日数は360日です。以上によ

での3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和元年で通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の4,464.50平方メートルは、自作の畑2,183平方メートル、利用集積による畑2,281.5平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行ってございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクターを保有しております。農業従事者は、本人及び母の計2名で、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番（比留川晴雄君）整理番号60番、現地の状況は、落花生の収穫の後という状況で、農地として管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号60番につきまして、現地の状況は、先ほど第3班の代表委員の発言のとおりでございます。落花生の収穫後でございます。

また、賃借人についてですが、今回継続ということで、2回目特に問題等なく現地をしっかり管理されてるということで、農用地の利用集積計画の決定は妥当であると考えます。以上でご審議のほどよろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 61 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 61 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 9,400 平方メートル、申請地は吉岡字道庵橋 2843 番ほか 2 筆、地目田、現況畑、地積合計 896 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 2 年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 9,400 平方メートルは自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積による畑 6,186 平方メートルでございます。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行ってございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名で、従事日数は 360 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川晴雄君）整理番号 61 番、現地の状況は ■が大根、■が、サトイモが作付されておりました。農地として管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 61 番につきまして、現地の状況ですが、現地は ■が大根、■サトイモが作付けなされておりました。しっかりと管理がされておりました。また、近隣において同使用借人が利用権の設定中の耕作地がございまして、そちら

れていると認められましたので、第3班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号62番につきまして、現地の状況ですが、全ての地番におきまして耕運状態でございます。

また、賃借人でございますが、賃借人は綾瀬市園芸協会に属されており、現在は出荷部会のレタス部会の役員を務められるなど、大変熱心に農業経営に取り組んでおられる方でございます。農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号62番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号63番についてを議題といたしますが、本件につきましては、 が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

 退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、 が退席されました。現在の委員数は13名、推進委員2名です。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書18ページから19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号63番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積23,398平方メートル、 外1筆、地目畑、地積合計1,976平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。

利用目的は 露地野菜、設定初年は平成 28 年で、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 23,398 平方メートルは自作の田 3,761 平方メートル、自作の畑 9,736 平方メートル、利用集積による畑 9,901 平方メートルでございます。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行ってございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 2 台、防除機 6 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、父の 計 3 名で、従事日数は 330 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川晴雄君）整理番号 63 番、現地の状況は、どちらの筆も耕運状態で、農地として管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）10 月 20 日、事務局小林さんと現地を確認いたしました。申請地の ■■■■■ は両方ともきれいな耕運状態で、農地として管理されておりましたので、推進委員といたしましては、利用集積に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 63 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

([REDACTED] [REDACTED] 入室、着席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、退席されていましたが、[REDACTED] [REDACTED]が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。次に、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案を議題といたしますが、整理番号12番は、整理番号14番までと申請人が同一経営世帯でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号12番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計3,291平方メートルでございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。次に、総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積993平方メートルでございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。次に、総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号14番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]地目畑、地積2,437平方メートルのうち、出荷用駐車場50平方メートルを除いた2,387平方メートルでございます。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。申請の内容といたしましては、いずれも租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。また、引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年11月26日から令和4年10月26日まででございます。相続開始年月日は、平成13年2月20日で、いずれも今回が7回目の証明願いでございます。また、申請地は市街化区域でございまして、平成4年11月13日に生産緑地の指定を受けてございます。申請人は、同一経営世帯で耕運機、トラクター、防除機2台等の農機具を保有しており、農業従事者は、整理番号12番、13番、14番及び14番の妻の計4名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。8番 比留川 晴雄委員

○8番(比留川 晴雄君)整理番号12番ですが、一括審議ということですので、整理番号12、13、14を続けて報告させていただきます。

現地の状況は、21ページの[]は、ブルーベリーが作付されておりました。

[]は、ダイコン、ブロッコリー、ネギ、ナス、里芋、春菊、水菜、カリフラワー等が作付されており、一部は耕運状態でありました。

整理番号13番、23ページの[]は、現地はブルーベリーが作付されておりました。

整理番号14番、25ページの[]ですが、ハウスが建っており、中を見せていただきましたが、胡蝶蘭の数百鉢が見事な花をつけておりました。

以上のことから、3事案は、農地として管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。 5番 見上委員

○5番(見上 智君) それでは、地域の担当委員として発言をさせていただきます。

本申請につきましては、先ほど第3班の代表委員のご説明のとおりでございます。

整理番号の12番から14番までご家族で、農業経営を行っており、農地の少ない蓼川地区におきまして大変熱心に農業経営をされております。

胡蝶蘭のハウスの農地以外でございますが、こちらは、適正に耕運または除草の作業を適宜に行っており、何ら問題がないと思っております。地域の担当としましては、申請のとおりの証明書の発行は妥当と考えております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願回事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおりの証明することに決定されました。続いて、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

続いて、整理番号 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。次に、報告第 10 号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の 26 ページをご覧ください。専決処分等について、1 の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 2 件及び、同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりましてご報告いたします。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出、整理番号 10 番、11 番の 2 件でございます。転用の内容はともに共同住宅で、地積合計 168 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、27 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出、整理番号 20 番から 23 番までの 4 件でございます。転用の内容は、整理番号 20 番、23 番はともに住宅敷地、21 番は病院敷地、22 番は資材置場で、地積合計 7,550.19 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に 28 ページから 29 ページをご覧ください。2 の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知でございます。整理番号 2 番の 1 件でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。

次に、28 ページの 2 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。利用権の設定を受けた賃借人の申し出により令和 4 年 9 月 24 日付けで賃貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。

次に 29 ページをご覧ください。3 の「裁判官照会書による農地等の現況」、整理番号 4 番でございます。所在、土地所有者等につきましては、記載のとおりであります。当該地の

現況は、農地である旨を回答いたしました。

次に30ページをご覧ください。4の「農用地利用状況報告」でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」の規定に基づき、農地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後3年間その農地の利用状況を1年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、1名の新規就農者から提出されております。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第10号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第28回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。


10時02分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

橋川 利一 

綾瀬市農業委員会委員

加藤 栄三 